

公益財団法人鹿児島県地域振興公社農地中間管理事業規程

1 事業実施の基本方針

公益財団法人鹿児島県地域振興公社(以下「公社」という。)は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。)第3条に基づき鹿児島県において作成される農地中間管理事業の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に即して、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業(法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)を行うものとする。

2 市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と一体となった推進

- (1) 公社は、人・農地プランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町村とその作成に参画する農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして、人・農地プランを核として一体的に業務を推進するものとする。
- (2) 公社は、原則として全市町村に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における公社の窓口としての機能を担ってもらうものとする。さらに、必要に応じて、市町村公社や農業協同組合、土地改良区等に対しても業務委託を行うものとする。
- (3) 公社は、市町村や市町村が指定する者に、原則としてあらかじめ農業委員会の意見を聴取の上、農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。
- (4) 公社は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

3 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準

- (1) 人・農地プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じている区域や、機構関連農地整備事業等に係る地域の協議において、農地利用の在り方も議論されている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。
- (2) なお、(1)の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

4 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 公社は、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等として次に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。
 - ① 農業委員会による利用状況調査において再生不能と判定されている荒廃農地
 - ② 用排水や接道がない、狭小地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの
- (2) 公社は、当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で公社が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

こうした事態を避けるためにも、公社は、日頃から借受希望者に関する情報を幅広く収集し、募集に応じてもらえるよう、働きかけるものとする。

5 借受希望者の募集等

- (1) 借受希望者の募集は、通年で行う。
- (2) 募集の区域は、市町村又はこれより小さい区域(人・農地プランの区域等を参考に設定)とし、当該市町村の申出により行う。
- (3) 募集に当たっては、当該区域における、
 - ① 農用地等の特徴(水田地帯、畑地帯、果樹地帯など)
 - ② 当該区域内に担い手が十分いるかどうか(関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断)を明確にして募集するものとする。
- (4) 募集に当たっては、
 - ① 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
 - ② 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
 - ③ 借受けを希望する期間
 - ④ 現在の農業経営の状況(作物ごとの栽培面積等)
 - ⑤ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由(規模の拡大、農地の集約化、新規参入等)等を明確にしてもらうものとする。
- (5) 募集は、インターネットの利用等により1年を通して行うものとし、また、応募内容の有効期間は借受応募した年度内限りとする。
- (6) 新規就農者や広域で借受けを進めている法人経営体等の、地域で新たに農用地等を確保して意欲的に農業に取り組もうとする者の情報把握に努め、必要に応じて、募集に応じてもらうよう促すものとする。地域内に担い手が十分いない地域(関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断)については、他地域の法人経営体やリース方式での参入を希望する企業等に対して個別に働きかけるものとする。
- (7) その上で、募集に応じた者については、
 - ① その氏名又は名称
 - ② 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
 - ③ 借受けを希望する農用地等の種別、面積
 - ④ 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別等を整理し、インターネットの利用により、定期的に公表するものとする。
- (8) なお、公社は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第 18 条第5項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

6 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法

- (1) 公社は、市町村や農業委員会、農業協同組合、土地改良区、担い手組織等と連携を密にして
 - ① 各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況

② 当該地域に担い手が十分いるかどうか

③ 当該地域に公社を活用した農地利用の集積・集約化の機運があるかどうか

④ 当該地域の遊休農地の現状及び今後の見通し

等を把握するとともに、公社を活用した農地利用の集積・集約化の機運の醸成に努めるものとする。

(2) その上で、公社は、公社に対する貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。

(3) 更に公社は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、公社が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。

(4) 具体的な農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、公社が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。

(5) 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第 87 条の3第1項の規定による土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(6) 農地中間管理権の期間については、転貸先の経営の安定・発展に配慮して、原則として 10 年以上となるようにするものとする。ただし、所有者がこれよりも短い期間を希望する場合等には、協議により短期の借受けを行うことができる。

(7) 公社は、利用意向調査によって公社への貸付けの意向が示された遊休農地や、公社と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、雑草・雑木、土石、汚染された土壌の除去等の遊休化の解消に向けた措置が講じられれば借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。

7 貸付先決定ルール

(1) 基本原則

公社は、農用地利用配分計画の策定や、市町村による機構を経由した賃借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画(以下「集積計画一括方式」という。)への同意による、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。

② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。

③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。

④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

(2) 公社は、(1)の基本原則に則った上で、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮するものとする。

(3) 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、

① 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合

- ② 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として公社に農地を貸し付ける場合には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定(貸付先の変更を含む。)を行うものとする。
- (4) 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮
- ① 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。
- ② そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
- (5) (3)・(4)以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合(4の募集に際してその旨明示した地域)
- ① 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度(地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等)により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。(これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。)
- ② ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- (6) (3)・(4)以外の場合で、地域内に十分な担い手がいない場合
- ① 当該地域の借受希望者(新規参入者等を含む。)のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度(地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等)により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。
- ② 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
- ③ ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- (7) 市町村が集積計画一括方式を検討している場合
- 公社は、市町村段階において、(1)から(6)までの貸付先決定ルールに即した貸付けの検討が行われ、農用地利用集積計画への同意を円滑に進められるよう、必要に応じて、市町村等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。
- (8) 貸付期間
- 公社の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して原則として10年以上とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。
- (9) 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- (10) 公社は、県知事への農用地利用配分計画の認可申請や市町村の農用地利用集積計画への同意協議に当たっては、公社ホームページに配分予定農地の所在及び貸借期間を掲載して、あらかじめ利害関係人の意見募集を行うものとする。

8 賃料の水準等

- (1) 公社が借り受けるときの賃料及び公社が貸し付けるときの賃料については、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、公社が相手方と協議の上決定するものとする。
- (2) なお、公社の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、公社は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。
- (3) 賃料については、(1)(2)の額に当該貸付に係る諸経費(別記「諸経费率表」)を加えた額とする。

9 農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除及び法第 21 条第 1 項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除

- (1) 公社の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、農地中間管理権に係る契約を県知事の承認を受けて解除するものとする。
 - ① 農地中間管理権の取得後又は賃貸借や使用貸借契約の終了若しくは合意解約後2年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
 - ② 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- (2) 公社から利用権設定を受けている貸付先が次のいずれかに該当するときは、県知事の承認を受けて法第 21 条第 1 項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。
 - ① 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき。
 - ② 貸付先が正当な理由がなくて賃借料を滞納し、催告書による納入指導に応じないとき。
 - ③ 公社から貸付先に対し、当該農用地等の利用の状況について、報告を求めたにもかかわらず正当な理由がなく報告をしないとき。
- (3) なお、農地中間管理権の解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、公社にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

10 農用地等の利用状況の報告等

公社は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めるものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の可否を判断するものとする。

11 農用地等の利用条件改善業務の実施基準

公社は、当該農用地等が所有者から公社に 10 年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うものとする。

- ① 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- ② 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実にされると見込まれるとき。
- ③ ①②に定めるもののほか、利用条件改善事業の実施に関する事項は別に定める。

12 相談又は苦情に応ずるための体制

公社及び市町村等、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

13 業務委託

- (1) 農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なもの（畦畔・法面の修繕，草刈り・管理耕作，窓口業務（出し手の掘起し，借受予定農用地等の位置・権利関係の確認，出し手との交渉，契約締結事務，借受希望者との交渉，農用地利用配分計画の作成支援，出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明等），利用条件改善業務の実施，賃料の収受・支払，データ管理，広報等）について，公社は，市町村に対し，相手の同意を得た上で，委託する業務内容を明確にして，委託するものとする。
- (2) 公社は，(1)の業務について，地域農業再生協議会，市町村公社，農業協同組合，土地改良区，民間企業等に対し，当該組織の委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で，委託する業務内容を明確にして，委託するものとする。
- (3) 業務委託にあたっては，競争入札等により委託コストの削減に努めつつ，業務を適正かつ確実に実施することができる者として県知事が指定した者への委託を進めるものとする。

14 農用地利用改善事業

- (1) 公社は，農用地利用改善団体が農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限る旨を農用地利用規程に定めようとする場合には，必要に応じて，市町村等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。
- (2) 公社は，事前に，農地中間管理権の取得について4の基準に即して，また，農用地の利用の集積を進めるべき認定農業者が適切に位置づけられているかを7の貸付先決定ルールに即して，それぞれ調整を行った上で，当該農用地利用規程に対する同意をするものとする。

15 研修事業

- (1) 市町村や市町村農業公社等が，新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行う場合には，公社は，農地中間管理権を取得した農用地等の利用を提供するものとする。
- (2) 公社は，研修事業を円滑に行うため必要があると認めるときは，当該研修の用に供する農用地等について，新たに農地中間管理権を取得するものとする。

16 不適切な事案が生じた場合の対応

- (1) 公社は，農地中間管理事業の実施に当たって，個人情報情報の漏えいや賃借料の誤収受等の不適切な事案が生じた場合には，事実関係の調査や原因究明，影響範囲の特定，影響を受ける可能性のある

者への連絡, 再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに, 速やかに都道府県に報告し, 必要に応じて指導を仰ぐこととする。

- (2) 公社は, (1)の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について, 直近の農地中間管理事業評価委員会に報告し, 評価を受けるものとする。

附 則

この規程は, 鹿児島県知事の認可があった日から施行し, 令和元年 11 月 1 日から適用する。

この規程は, 鹿児島県知事の認可があった日から施行し, 令和3年4月1日から適用する。

この規程は, 鹿児島県知事の認可があった日から施行し, 令和4年7月1日から適用する。